

広島県エイズ対策推進指針



平成30（2018）年3月

広島県

第 1 広島県エイズ対策推進指針について

■ 策定の経緯

- エイズを含むすべての感染症に関する対策については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）に基づき策定した「広島県感染症予防計画」により、感染症の発症予防、まん延防止及び発症時における迅速な対応等、総合的な対策を進めています。
- エイズについては、完治しない感染症であること、感染経路の9割が性行為であり、また「感染により100%死に至る病である」といった誤った認識による偏見・差別が根強いこと、さらに、行政ではHIV感染者・エイズ患者（以下「感染者等」という。）の経過を把握することができないこと等により、行政単独では取組を進めることが困難な感染症となっています。
- そこで、行政だけではなく、医療機関、関係団体、NGO等（以下「関係者」という。）が一体となり連携した取組を進めるための方向性を示すものとして、平成25（2013）年に「広島県エイズ対策推進プラン（以下、「プラン」という。）」を策定しました。
- 策定から5年が経過し、医療体制の充実など取組が進められた結果、県内の新規感染者等の発生数は年々減少し年間十数例の発生に留まる状況となり、他の感染症と比較してその数は非常に少なくなりました。
- このように、関係者が一体となった取組を進めたことにより、プランの目標を一定程度達成することができ、その役割は終わりましたが、新たな課題等に対応するため、引き続きエイズ対策推進の施策の方向性を示すものとして「広島県エイズ対策推進指針（以下、「指針」という。）」を策定し、関係者で共有することとなりました。
- なお、策定に当たっては、感染症法第11条に基づく「後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針（平成三十年一月十八日厚生労働省告示第九号）」を踏まえています。

■ 施策を推進する関係者

次の関係者と連携して施策に取り組みます。

区分	関係者
関係団体・機関	一般社団法人広島県医師会 一般社団法人広島県歯科医師会 公益社団法人広島県薬剤師会 公益社団法人広島県看護協会 広島県臨床心理士会 一般社団法人広島県臨床検査技師会 広島県赤十字血液センター 広島県老人保健施設協議会 広島県老人福祉施設連盟
地方ブロック拠点病院	広島大学病院 県立広島病院 地方独立行政法人広島市立病院機構広島市立広島市民病院
ボランティア	広島エイズダイアル
NPO	特定非営利活動法人りょうちゃんず
行政	広島県教育委員会教育部・豊かな心育成課 広島県、広島市、呉市、福山市

第2 現状と課題

■ 現状

- HIVは感染を予防することが可能であり、感染した場合も治療法が進歩しています。しかし、エイズ及びHIVに対する正しい情報が社会に十分浸透せず、感染経路に対する誤解や長期療養に対する正しい認識がなされず、偏見や差別が十分に解消されていません。
- 新規感染者等は、横ばい傾向となっています。新規感染者等のうち約4割以上は診断時には既にエイズを発症した状態で発見されています。(図1)
- 新規感染者等は、40代以下が9割を占め、そのうち20代以下が約2割となっています。(図2)
- 新規感染者等の感染経路は、性的接触が約9割を占め、特に男性同性間性的接触によるものが約7割と多数を占めており、割合が高止まりのままです。(図3)
- 保健所等の検査・相談の件数は、横ばい傾向で推移しています。
- エイズ診療の進展により、感染者等の療養期間が長期化しており、医療等を受ける場も医療機関だけでなく、在宅や社会福祉施設等、多岐に渡っています。

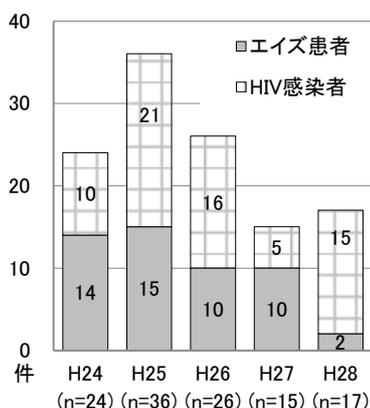


図1 新規感染者等の推移

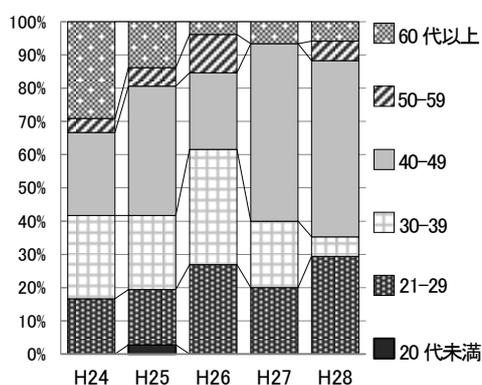


図2 年代別感染者等割合の推移

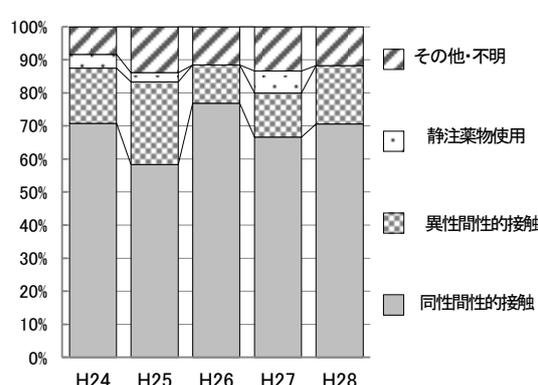


図3 感染経路別感染者等割合の推移

■ 課題

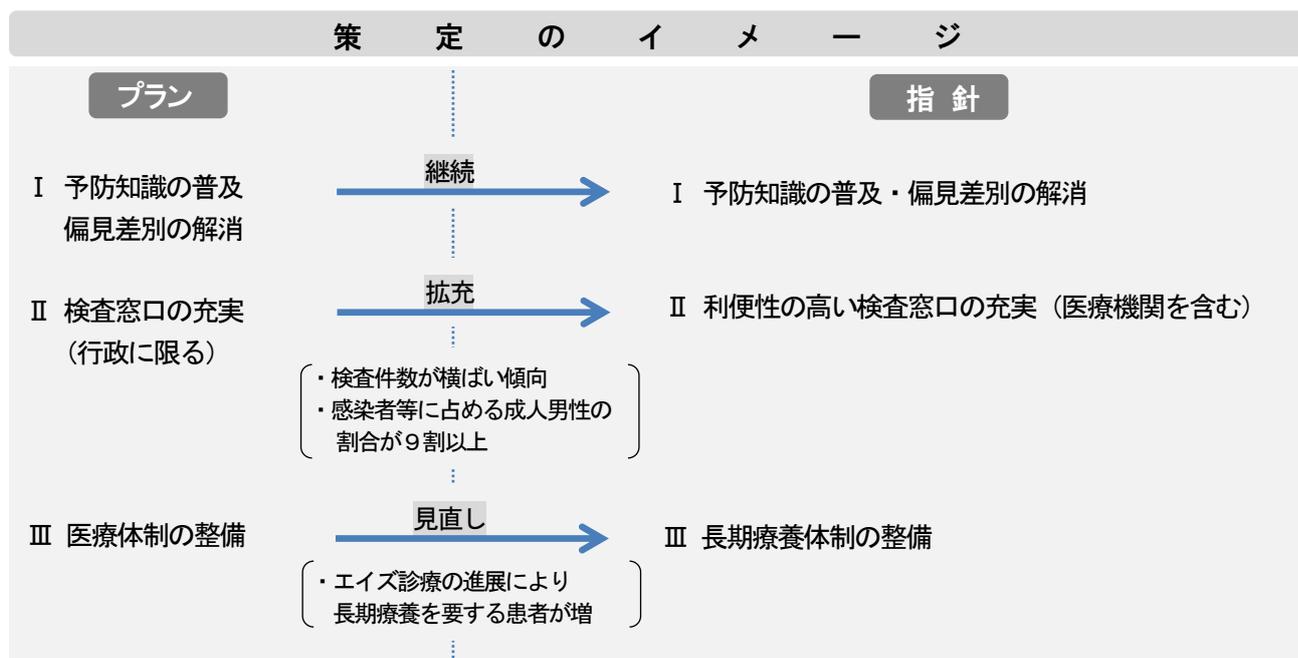
- すべての取組の基礎となる、エイズ及びHIVに対する正しい知識の普及・啓発が必要です。
- 性に関する適切な意思決定や行動選択に係る能力の形成過程にある青少年に対して、感染予防も含めたHIVの基本的な知識を提供し、正しい理解を促進する必要があります。
- 男性間で性的接触を行う者（以下「MSM」という。）に対する取組の強化が必要です。
- 新規感染者等を早期に治療に結びつけるためにHIV感染を早期に発見する必要があります。検査・相談体制を充実させる必要があります。また充実にあたっては、検査を希望する人の利便性や他の性感染症への感染リスクを考慮する必要があります。
- 感染者等の診療を行う医療機関だけでなく、長期療養・在宅療養体制の整備や支援、さらには人材の育成の必要もあります。

第3 策定の方向性

平成25（2013）年に定めたプランの下、関係者が一体となり取組を進めた結果、目標を一定程度達成することができました。その一方で、「第2 現状と課題」に掲げたとおり、新たな課題、情勢の変化も見られます。

このような新たな課題等に適切に対応するため、指針を策定することとし、本指針では、方向性を示す3つの「柱」の下、5つの「分野」に分け、分野ごとに「方針」、「施策（取組）」によって対策を推進していくこととしました。

3つの「柱」に沿った、策定イメージは次のとおりです。



I 予防知識の普及・偏見差別の解消

HIV感染に関する感染経路や感染力等に関する正しい知識を提供し、正しい理解を促進することは、新たな患者の発生を防止する基本的な取組です。また、エイズや性に対する偏見差別を解消することは、エイズに係るすべての取組の基礎となるものと考えられます。

そこで、「予防知識の普及・偏見差別の解消」については、引き続き、柱の一つとして取組を進めます。

II 利便性の高い検査窓口の充実

感染者の早期発見による早期治療及び感染拡大の防止を目的に、「検査窓口の充実」を進めてきましたが、近年、検査件数は横ばいの傾向にあります。

そこで、感染者等に成人男性の占める割合が高いことを踏まえ、夜間・休日等の検査窓口を拡充する等、「利便性の高い検査窓口の充実」を新たな柱とし、取組を進めます。

III 長期療養体制の整備

感染者等への適切な医療の提供を目的に「医療体制の整備」を進めてきた結果、エイズ診療の進展により、今後、長期療養を要する患者が増えることが予測されています。

そこで、次期指針においては、「医療体制の整備」に関する取組は継続しつつ、新たな柱として「長期療養体制の整備」を据え、取組を進めます。

第4 指針の概要

■ 基本理念と目指す姿

基本理念

県民が、エイズについて正しく理解するとともに、安心して検査、医療・介護を受けることができる体制を構築します。

目指す姿

- 1 県民がエイズについて正しく理解しています。
- 2 県民が希望する時に、安心して検査を受けることができます。
- 3 感染者等が尊厳を持ち、適切な医療・介護を受け安心して暮らすことができます。

■ 施策の枠組み

目指す姿を達成するため、次の3つの「柱」の下、5つの「分野」で取組を進めます。

柱	分野	施策（取組）
I 予防知識の普及・ 偏見差別の解消	1 患者発生動向の把握と分析	エイズ発生動向調査の分析・公表
		検査・相談情報の把握と分析
		情報の共有・分析
	2 普及啓発・教育	基本的な知識の普及
		青少年に対する取組
		個別施策層に対する取組
		人権教育・推進
II 利便性の高い 検査窓口の充実	3 検査・相談体制	保健所等における検査・相談体制の充実
		医療機関における検査・相談体制の整備
III 長期療養体制の整備	4 保健医療・介護・福祉	地域での包括的な医療体制の構築
		長期療養・在宅療養体制の整備・充実
		エイズ治療拠点病院との連携
	5 人材育成	検査・相談従事者の育成
		医療・福祉従事者の育成

■ 具体的取組

1 患者発生動向の把握と分析

施策（取組）

- ◆ エイズ発生動向調査の分析と公表
 - ・ 広島県のエイズ発生動向調査の分析
 - ・ 県民に対する，ホームページ等によるエイズ発生動向の公表
 - ・ エイズ発生動向調査に基づく医師の届出の必要性の周知
- ◆ 検査・相談情報の把握と分析
 - ・ 保健所等における検査・相談情報（性別，年齢，感染経路等）の収集・分析
- ◆ 情報の共有・分析
 - ・ 県及び保健所設置市間でのエイズ発生動向等の共有
 - ・ 広島県エイズ治療中核拠点病院等連絡協議会等を通じた関係者との情報の共有・分析

情報共有項目※

- エイズ発生動向の定期的な公表
- 保健所等における検査時のアンケートの実施
- 広島県エイズ治療中核拠点病院等連絡協議会の開催

※ 情報共有項目 … 毎年度開催する「広島県エイズ対策推進会議」において，関係者間で施策（取組）の推進状況を共有する項目

2 普及啓発・教育

施策（取組）

- ◆ 基本的な知識の普及
 - ・ 広報媒体を活用したエイズに関する正しい知識の普及啓発
 - ・ 世界エイズデー及びH I V検査普及週間等に合わせた普及啓発
- ◆ 青少年に対する取組
 - ・ 性教育担当職員を通じたエイズ・性感染症の健康教育の実施
 - ・ エイズピアエデュケーター学生等研修会の実施
- ◆ 個別施策層に対する取組
 - ・ NGO等と連携した，MSMに対する啓発資料作成と普及啓発
 - ・ 性風俗産業従事者，薬物乱用・依存者への普及啓発
- ◆ 人権教育・推進
 - ・ 人権関連行事と連携した人権教育・推進
 - ・ 人事・労務担当者に対するエイズに関する正しい知識の普及啓発

情報共有項目

- 世界エイズデー等における普及啓発の実施
- 性教育担当職員に対する研修会の開催
- MSMに対する啓発資料の作成と普及啓発
- 人事・労務担当者に対する研修の実施

3 検査・相談体制

施策（取組）

- ◆ 保健所等における検査・相談体制の充実
 - ・ 利便性の高い場所及び時間帯に配慮した検査体制の拡充
 - ・ H I V感染症以外の性感染症の検査の充実
 - ・ 陽性時の継続した支援の実施
- ◆ 医療機関における検査・相談体制の整備
 - ・ 性感染症のり患が疑われる人に対する，積極的なH I V検査の実施

情報共有項目

- 夜間・休日等における検査窓口の設置
- 保健所等における性感染症検査の実施
- 医療機関におけるH I V検査件数

4 保健医療・介護・福祉

施策（取組）

- ◆ 地域での包括的な医療体制の構築
 - ・ 広島県エイズ対策推進会議における情報共有による関係機関の連携強化
 - ・ 感染者等が自ら選択して医療を受けることができる環境づくりの推進
 - ・ 歯科診療ネットワークの運用及び周知による歯科診療の確保
 - ・ 外国人に対する受診時の言語的支援の充実
- ◆ 長期療養・在宅療養体制の整備・充実
 - ・ 長期療養・在宅療養に係る施設における感染者等の受入れ体制の拡充
 - ・ 長期療養・在宅療養可能な高齢者福祉施設のリスト化
- ◆ エイズ治療拠点病院との連携
 - ・ 広島県エイズ治療中核拠点病院等連絡協議会の開催
 - ・ 広島県エイズ治療中核拠点病院等医療従事者研修会の開催

情報共有項目

- HIV陽性告知時における生活支援等冊子の作成
- 長期療養・在宅療養可能な高齢者福祉施設リストの作成
- 広島県エイズ治療中核拠点病院等連絡協議会の開催

5 人材育成

施策（取組）

- ◆ 検査・相談従事者の育成
 - ・ 専門機関等での検査・相談技術向上のための研修
 - ・ 検査・相談従事者間の情報交換
- ◆ 医療・福祉従事者の育成
 - ・ 高齢者福祉施設従事者を対象とした研修
 - ・ HIV感染症を専門とする医師による、医療機関・高齢者福祉施設に対する研修
 - ・ HIV感染症を専門とする医師、看護師、薬剤師、臨床心理士、社会福祉士等を対象とした研修

情報共有項目

- 広島県エイズ治療中核拠点病院等医療従事者研修会の開催
- 専門機関等の研修への医療従事者等の派遣
- 高齢者福祉施設に対する研修講師の派遣

第5 進捗状況の検証

関係者によって構成する「広島県エイズ対策推進会議（以下、「推進会議」という。）」を毎年度開催し、施策の進捗状況を共有すると共に、検証します。

また、検証結果やエイズを巡る情勢の変化を踏まえて、必要があると認める場合は、推進会議において協議の上、指針の見直しを行います。